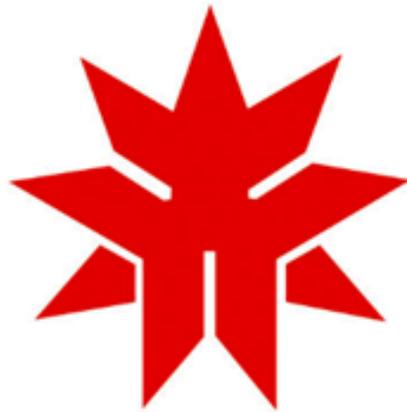


別紙

赤穂市国民健康保険税率の改定について



赤穂市医療介護課

目次

I 国民健康保険の都道府県化	
1 兵庫県国民健康保険運営方針	1
2 兵庫県標準保険税率と本市の現行税率	2
II 本市の国民健康保険事業の現状	
1 国民健康保険財政の状況	3
2 一般会計繰入金の状況	4
3 被保険者の状況	4
4 被保険者の1人当たり医療費	5
5 世帯の状況	6
III 国民健康保険事業の効率的・安定的な運営に向けた取り組み	
1 歳入の確保について	7
2 歳出の抑制について	7
IV 国民健康保険税率の設定について	
1 兵庫県国民健康保険運営方針等を踏まえた保険税率の設定	8
2 急激な負担増に配慮した保険税率の設定について	8
3 今後の保険税率改正のイメージ	9

I 国民健康保険の都道府県化

1 兵庫県国民健康保険運営方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として県民の健康の保持増進に重要な役割をはたしているが、①年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、②低所得者の加入者が多く、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な課題を抱えており、運営が不安定なものとなりがちである。また、現在の医療保険制度は、国民健康保険のほかに健康保険組合、全国健康保険協会等多くの保険者が分立しており、加入する保険者によって保険料負担に格差が生じている。

このような課題に対応し、国民健康保険制度の改善を図るため、国による財政支援が拡充されるとともに、平成 30 年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による保険税を含む。以下同じ。）の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととされた。

本県においては、市町との協議を踏まえ、同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険（以下「県内国保」という。）の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進することとし、県内国保の運営に関する方針として、この「兵庫県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を平成 30 年に策定し、必要に応じて市町等との協議を経て改定を行ってきたところである。

国は「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すことを示しており、令和 3 年の国民健康保険法の改正において、保険料水準の平準化や財政の均衡に関して都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に規定されるなど、都道府県ごとに保険料水準の統一について検討を進めることとなったところである。

兵庫県では、現行制度の施行に当たり、全市町合意のもと、将来的な同一所得・同一保険料を目指し、全市町が取り組むべき方向性を次期、令和 6 年から令和 8 年の「第 3 期兵庫県国民健康保険運営方針」に、保険料水準の統一を目指すことを記載し、国保制度改革から 10 年という節目の令和 9 年度に保険料水準の統一を目指すこととなっております。ただ、全ての市町での達成は困難であることから 3 年間の猶予期間を設け、令和 12 年度には全市町が移行完了することとなっております。

本市の国保事業の健全かつ安定的な運営を目指し、県が策定する「第 3 期兵庫県国民健康保険運営方針」に適切に対応するため、赤穂市国民健康保険税の改正について検討していくものであります。

2 兵庫県標準保険税率と本市の現行税率

国民健康保険制度は高齢者や低所得者の加入割合が高いことから、財政基盤は脆弱であり、本市においても財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れや国保財政調整基金を取り崩している状況にあります。

本市では、年々被保険者が減少傾向にあり、これに伴い税収も減少しています。その一方で、医療の高度化等により、歳出である1人当たりの医療費は増加しており、国保財政は、今後さらに悪化するものとみております。

また、毎年、納付金を賄うための税率（以下「標準税率」という。）が県から示されていますが、現時点で、この標準税率と現行税率に大幅な差が生じています。

健全かつ安定的な運営に向け、保険税の収納率の向上、適正な保険税率の設定、医療費の適正化、保険給付費の適正化について、積極的に推進していくこととします。

なお、保険税率の設定に当たっては、被保険者の急激な負担増に配慮しながら、計画的・段階的に保険税率の見直し等を行っていくこととします。

■標準保険税率と現行税率

区分		令和4年度 赤穂市率	令和4年度 県標準税率	差
医療分	所得割	7.49%	6.40%	▲1.09%
	均等割	24,500円	27,642円	3,142円
	平等割	16,500円	17,995円	1,495円
	賦課課税限度額	65万円	65万円	—
支援分	所得割	2.69%	2.67%	▲0.02%
	均等割	9,400円	11,194円	1,794円
	平等割	6,700円	7,287円	587円
	賦課課税限度額	20万円	20万円	—
介護分	所得割	2.12%	2.64%	0.52%
	均等割	8,500円	13,561円	5,061円
	平等割	4,400円	6,733円	2,333円
	賦課課税限度額	17万円	17万円	—
合計	所得割	12.30%	11.71%	▲0.59%
	均等割	42,400円	52,397円	9,997円
	平等割	27,600円	32,015円	4,415円
	賦課課税限度額	102万円	102万円	—

Ⅱ 本市の国民健康保険事業の現状

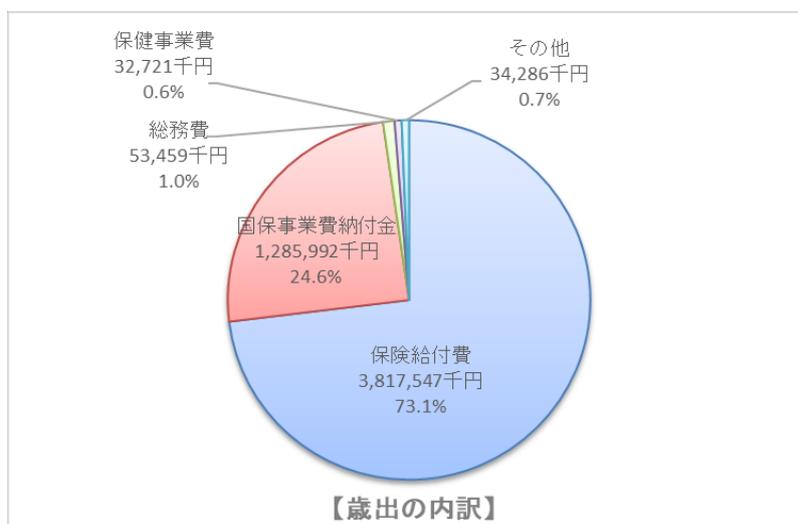
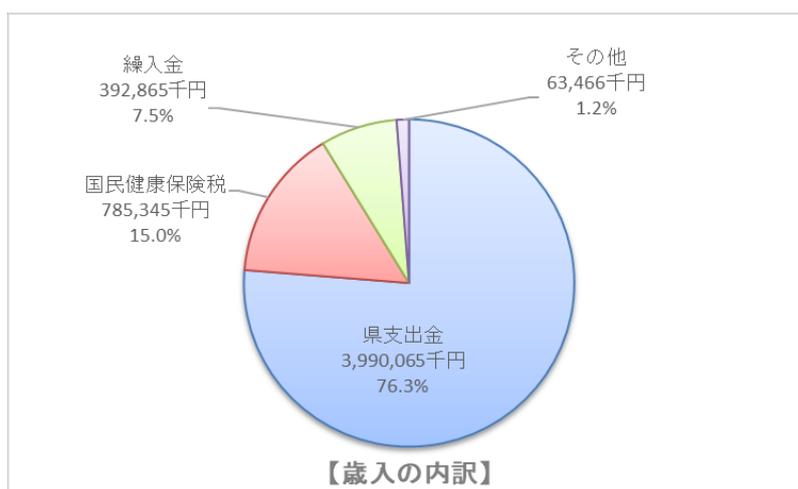
1 国民健康保険財政の状況

平成 30 年度の国保制度改正により、市町村は給付に必要な費用の全額を県から交付されることとなりました。これにより、保険給付費が突発的に増加した年度においても県から交付金を受け取ることができ、市町村国保財政は制度改正前に比べて安定しました。

また、市町村は、県で必要となる保険給付費等を賄うため、県が示す「納付金」を保険税等で確保し、県に納めます。

令和 3 年度決算における本市の国民健康保険特別会計の歳入については、保険税が約 7.9 億円、県支出金が約 39.9 億円、一般会計からの繰入金約 3.7 億円、基金繰入金が 0.2 億円、その他が約 0.6 億円となっています。

歳出については、総務費が約 0.5 億円、保険給付費が約 38.2 億円、納付金が約 12.8 億円、保健事業費が約 0.3 億円、その他が約 0.4 億円となっています。



2 一般会計繰入金の状況

国民健康保険特別会計の令和3年度歳入決算における一般会計からの繰入金は約3億7,000万円で、そのうちの法定繰入金は約3億5,500万円、法定外繰入金は約1,500万円となっています。また、歳入から繰入金や法定外繰入金を除いた単年度における実質的な赤字額は、8,400万円となっています。

(単位 円)

年度	一般会計繰入金	繰入金		実質的赤字額
		法定繰入金	法定外繰入金	
平成30年度	396,438,495	376,825,079	19,613,416	7,851,184
令和元年度	398,056,450	377,336,862	20,719,588	5,807,445
令和2年度	373,854,344	354,197,373	19,656,971	43,069,339
令和3年度	372,864,754	357,898,983	14,965,771	84,152,346

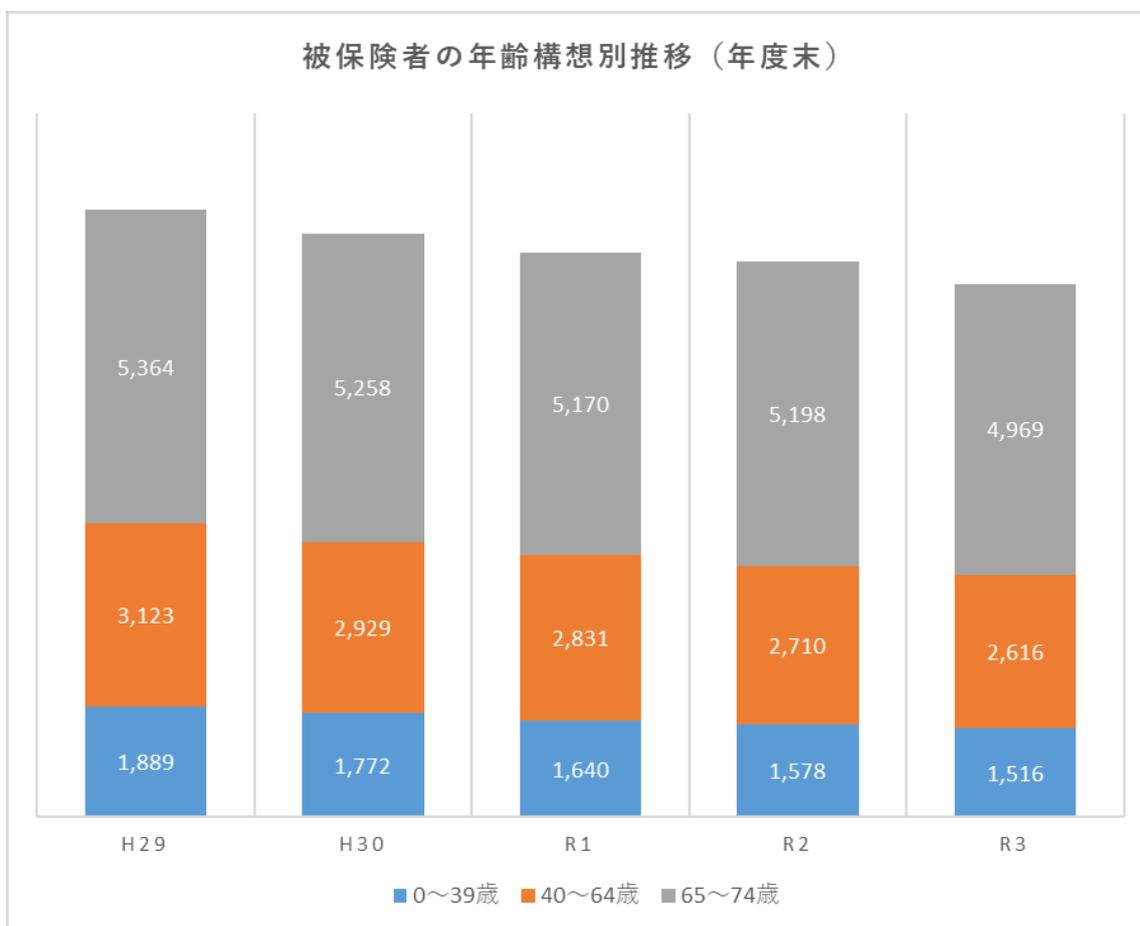
3 被保険者の状況

被保険者は、全国的な傾向と同様、後期高齢者医療制度等への移行の増加に伴い、年々減少しています。

令和3年度において、被保険者の年齢区分別構成割合は、60歳以上が64.0%を占め、高齢化が進行しています。

年度	年齢区分	被保険者数	構成割合
平成30年度	0歳～39歳	1,772人	17.8%
	40歳～59歳	1,896人	19.0%
	60歳～74歳	6,291人	63.2%
	計	9,959人	100.0%
令和元年度	0歳～39歳	1,640人	17.0%
	40歳～59歳	1,836人	19.0%
	60歳～74歳	6,165人	64.0%
	計	9,641人	100.0%
令和2年度	0歳～39歳	1,578人	16.6%
	40歳～59歳	1,823人	19.2%
	60歳～74歳	6,085人	64.2%
	計	9,486人	100.0%
令和3年度	0歳～39歳	1,516人	16.7%
	40歳～59歳	1,756人	19.3%
	60歳～74歳	5,829人	64.0%
	計	9,101人	100.0%

(年度末現在)



4 被保険者の1人当たりの医療費

被保険者数は年々減少していますが、総医療費は令和2年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響で減少しましたが、令和3年度はその反動で総医療費は増加しています。また、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費は年々増加しています。

年度	被保険者数	総医療費	1人当たり医療費
平成30年度	10,285人	4,366,207千円	424,522円
令和元年度	9,870人	4,429,691千円	448,804円
令和2年度	9,635人	4,252,914千円	441,403円
令和3年度	9,423人	4,434,288千円	470,581円

（被保険者数は年間平均）

5 世帯の状況

令和3年度の1世帯当たりの被保険者数の割合は、1人世帯が64.2%になっており、2人世帯と合わせると全体の92.0%を占めています。

また、所得階層別加入世帯の状況については、所得なしの世帯区分が42.3%を占め、さらに200万円以下の世帯区分を含めると全体の89.2%を占めており、所得水準が低い世帯の割合が高い傾向にあります。

1世帯当たりの被保険者数

区分	世帯数	割合
1人世帯	3,838世帯	64.2%
2人世帯	1,660世帯	27.8%
3人世帯	315世帯	5.3%
4人世帯	107世帯	1.8%
5人世帯以上	62世帯	0.9%

所得階層別加入世帯の状況

世帯所得	世帯数	割合
未申告	65世帯	1.1%
所得なし	2,531世帯	42.3%
100万円以下	1,885世帯	31.5%
200万円以下	924世帯	15.4%
300万円以下	326世帯	5.4%
400万円以下	124世帯	2.1%
500万円以下	60世帯	1.0%
600万円以下	27世帯	0.5%
600万円超え	40世帯	0.7%

Ⅲ 国民健康保険事業の効率的・安定的な運営に向けた取り組み

1 歳入の確保について

保険税収納率の向上施策について

保険税を適正に徴収することが、国保の安定的な運営の前提となります。

現年度分の確実な徴収に向け、口座振替の推進強化として、納税通知書発送時や納税相談時、国民健康保険新規加入時等の様々な機会に口座振替の勧奨を実施します。また、コンビニ収納やクレジットカード収納等を実施し、納税者の利便性向上を図ります。

併せて、滞納対策として、差し押さえや執行停止などの適正かつ厳正な滞納処分の実施に努め、公平な税負担と収納率の向上を図ります。

2 歳出の抑制について

(1) データヘルスの推進等について

データヘルス計画に基づき、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース（KDB）システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、PDCAサイクルによる効果的・効率的な事業実施を図り、医療費の適正化を推進します。主に以下の事業を実施しています。

- ①特定健診未受診者への健診勧奨事業
- ②特定保健指導事業
- ③糖尿病性腎症重症化予防事業
- ④重複・頻回受診者に対する訪問による健康相談事業
- ⑤医療機関受診勧奨事業
- ⑥生活習慣病健診再検査等一部負担金助成事業

(2) 保険給付費の適正化の推進について

主に以下の事業を実施し、保険給付費の適正化を推進します。

- ①レセプト点検事業
- ②柔道整復施術療養費支給申請書点検事業
- ③第三者行為求償への取組推進
- ④医療費通知事業
- ⑤後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知事業

IV 国民健康保険税率の設定について

保険税率は、次の考え方にに基づき、設定することとします。

1 兵庫県国民健康保険運営方針等を踏まえた保険税率の設定

兵庫県国民健康保険運営方針を補完する目的のため、令和4年11月に作成された「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿って、保険料水準の統一化を目指し、検討を行う。

【兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ 抜粋】

- ①標準保険料率の統一に向けて、令和9年度を移行目安時期とし、原則令和12年度に完全統一を目指す。
- ②同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも同じ保険税となることとする。
- ③保健事業や減免、一般会計繰入等に一定の基準を設け、歳出歳入の市町間の差縮小し、平準化を図る。
- ④市町の歳入歳出の水準の差に応じて、納付金の金額を増減させ、相互扶助を図る。
- ⑤統一に伴う保険料増の影響を緩和するため、県基金の活用を行う。

【保険料水準統一のメリット】

- ①医療費増加による急激な保険料上昇リスクを軽減し、国保財政の安定化につながる。
- ②国からの保険者努力支援等の財源を確保し、県全体の保険料水準の引き下げにつながる。
- ③県内の住民は同じ保険税となるため、わかりやすい保険税体系となる。

2 急激な負担増に配慮した保険税率の設定

国保は、高齢者の割合が高く、かつ、低所得者が多いという構造的な問題を抱えている。

保険料水準の統一に向けて保険税率の改正を行っていくこととなるが、県より毎年示されている標準保険料率および、県が想定している令和9年度における標準税率と、本市の現行税率に大幅な差が生じている。

一度に県が示す保険税率等に改正した場合には、被保険者負担が大きく変動し、特に低所得者等に及ぼす影響が大きいことから、急激な負担増に配慮しながら、保険税率を設定する。

3 今後の保険税率改正のイメージ

【応能・応益割合の水準を統一した場合の標準保険料率】

	医療分			後期分			介護分(40歳から64歳まで)			合計		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
R4年度税率 ①	7.49	24,500	16,500	2.69	9,400	6,700	2.12	8,500	4,400	12.30	42,400	27,600
R9標準保険料率 ③ 県が指定する税率	7.22	31,201	20,312	2.70	11,323	7,371	2.67	13,751	6,828	12.59	56,275	34,511
R4とR9見込算定との差 ④ (③-①)	-0.27	6,701	3,812	0.01	1,923	671	0.55	5,251	2,428	0.29	13,875	6,911

	医療分			後期分			介護分(40歳から64歳まで)			合計		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
令和5年度改正税率(案)	7.44	25,840	17,262	2.70	9,784	6,834	2.23	9,550	4,885	12.37	45,174	28,981
改正税率増減	-0.05	1,340	762	0.01	384	134	0.11	1,050	485	0.07	2,774	1,381
令和6年度改正税率(案)	7.39	27,180	18,024	2.70	10,168	6,968	2.34	10,600	5,370	12.43	47,948	30,362
改正税率増減	-0.05	1,340	762	0.00	384	134	0.11	1,050	485	0.06	2,774	1,381
令和7年度改正税率(案)	7.34	28,520	18,786	2.70	10,552	7,102	2.45	11,650	5,855	12.49	50,722	31,743
改正税率増減	-0.05	1,340	762	0.00	384	134	0.11	1,050	485	0.06	2,774	1,381
令和8年度改正税率(案)	7.29	29,860	19,548	2.70	10,936	7,236	2.56	12,700	6,340	12.55	53,496	33,124
改正税率増減	-0.05	1,340	762	0.00	384	134	0.11	1,050	485	0.06	2,774	1,381
令和9年度改正税率(案)	7.22	31,201	20,312	2.70	11,323	7,371	2.67	13,751	6,828	12.59	56,275	34,511
改正税率増減	-0.07	1,341	764	0.00	387	135	0.11	1,051	488	0.04	2,779	1,387
R9までの改正率(額)合計	-0.27	6,701	3,812	0.01	1,923	671	0.55	5,251	2,428	0.29	13,875	6,911

※令和9年度の標準保険料率の統一を見据え、年度ごとの被保険者負担を平準化を図るため、改正幅がほぼ同率となるよう改正を行っていく。